

一般社団法人農業食料工学会 代議員及び役員選出規程

(2020年7月13日制定)

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人農業食料工学会定款（以下「定款」という。）第12条の規定に基づく代議員選挙、並びに定款第16条の規定に基づく役員の選出に関わる選挙（以下「役員選挙」という。）、会長推薦による理事の選出、及び選出された役員の選任に必要な事項を定めることを目的とする。

(選挙管理委員会)

第2条 代議員選挙、役員選挙及び役員の選任に関わる業務を行うため、選挙管理委員長（以下「委員長」という。）と若干名の選挙管理委員（以下「委員」という。）で構成される選挙管理委員会（以下「委員会」という。）を主たる事務所に置く。

2 委員長及び委員は、役員を除く正会員の中から理事会の決議を経て会長が委嘱する。

3 委員長及び委員の任期は、定款第17条第1項及び第2項に規定する最終の事業年度（以下「選挙実施年度」という。）の10月1日から次の定時総会の終結の時までとする。

(代議員の選挙資格と被選挙資格)

第3条 代議員の選挙資格者は、選挙実施年度の9月末日までにその年度までの会費を完納した正会員、並びに永年会員及び名誉会員とする。ただし、選挙実施年度の9月末日現在において、国外に住所がある者は選挙資格者としなない。

2 代議員の被選挙資格者は、前項に規定する選挙資格者のうち正会員とする。

(代議員の定数とブロック)

第4条 代議員の定数は、定款第11条の規定に基づき代議員選挙ごとに理事会で定める。

2 代議員選挙は下表左欄に掲げるブロックごとに行い、各ブロックに割り当てる代議員の定数は、各ブロックの代議員の被選挙資格者数による比例配分により定める。

3 各ブロックの範囲に属する都道府県は、各ブロックに対応する下表右欄に掲げる都道府県とする。

4 各ブロックには、代議員選挙の管轄及びその他会務に必要な職務執行のため、ブロック長をおく。

| ブロック名 | 都道府県名 |
|---------|---|
| 北海道ブロック | 北海道 |
| 東北ブロック | 青森, 岩手, 宮城, 秋田, 山形, 福島 |
| 関東ブロック | 茨城, 栃木, 群馬, 埼玉, 千葉, 東京, 神奈川, 新潟, 富山, 山梨, 長野, 静岡 |
| 関西ブロック | 石川, 福井, 岐阜, 愛知, 三重, 滋賀, 京都, 大阪, 兵庫, 奈良, 和歌山, 鳥取, 島根, 岡山, 広島, 徳島, 香川, 愛媛, 高知 |
| 九州ブロック | 山口, 福岡, 佐賀, 長崎, 熊本, 大分, 宮崎, 鹿児島, 沖縄 |

(代議員選挙の事務)

第5条 委員長は第3条及び第4条第2項の規定に基づいて、代議員の選挙資格者及び被選挙資格者、並びに各ブロックの代議員の定数を決定する。

- 2 委員長は、各ブロック長に対し、代議員の選挙資格者名簿、被選挙資格者名簿及び投票用紙の送付並びに各ブロックに割り当てる代議員の定数の通知を行い、選挙事務を依頼する。
- 3 各ブロック長は、代議員の選挙資格者名簿及び被選挙資格者名簿の確認、被選挙資格者名簿及び投票用紙の選挙資格者への送付、投票用紙の回収及び開票、当選者の決定及び委員会への報告等の選挙事務を行う。

(代議員候補者の推薦)

第6条 各ブロック長は、当該ブロックの代議員候補者を推薦し、代議員の選挙資格者に通知する。この場合、推薦候補者の数は、代議員定数の1.5～2倍とする。

(代議員の選出方法)

第7条 代議員選挙は、当該ブロックの代議員選挙資格者の郵便による無記名投票とし、定数の半数以上から定数までの氏名を投票用紙に記載するものとする。ただし、定数が奇数の場合は、端数を切り上げた数を半数とする。

(無効投票)

第8条 次の各号に掲げる投票は無効となる。

- (1) 有効に記載された氏名の数が本規程に合致しないもの
 - (2) 期日に遅れて発送したことが郵便の消印によって認められるもの
 - (3) 投票用紙、封筒等が本会所定のものでないもの
- 2 前項第1号に規定する投票において、重複記入された同一候補者名は1名記載とみなし、また、被選挙資格者以外の氏名は無効記載として扱う。

(代議員当選者の決定)

第9条 代議員当選者の決定については、得票数の多いものから順次当選者とし、得票数が等しい場合は、年長順とする。

- 2 定款第12条第2項に規定する補欠の代議員は、前項の規定に準じて決定した次点者とする。
- 3 選挙実施年度の次の事業年度内において代議員に欠員を生じたとき、当該代議員を選出したブロックのブロック長は、前項に規定する次点者をもって順次補欠当選者に決定し、その結果を会長に報告するとともに当選者に通知する。

(代議員選挙結果の報告)

第10条 ブロック長は、代議員選挙の結果を委員長が定めた日までに委員長に報告しなければならない。

- 2 委員長は、代議員選挙の結果を当選者に通知するとともに理事会及び総会に報告し、学会誌において会員に公示する。
- 3 第9条第3号に規定する補欠当選者が決定したとき、会長は理事会及び総会に報告し学会誌において会員に公示する。

(役員を選出)

第11条 定款第16条第1号に規定する理事及び監事の選出，同第2号に規定する会長候補者の選出，及び同第3号で規定する副会長候補者の推薦は，次に掲げる方法による。

- (1) 理事は，代議員当選者による選挙によって選出される理事，及び会長候補者による推薦によって選出される理事（以下「会長推薦理事」という。）とし，監事は，代議員当選者による選挙によって選出される監事とする。
- (2) 選挙によって選出される理事のうち1名は，会長候補者として選出される理事とする。
- (3) 会長推薦理事のうち4名以内は，正会員の中から選出された会長推薦理事の候補者とし，そのうち2名は副会長候補者とする。
- (4) 会長推薦理事のうち5名以内は，各ブロックにおいて，当該ブロックの代議員当選者の中から選出された会長推薦理事の候補者とし，それぞれを当該ブロック長候補者とする。ただし，現に続けて再任されているブロック長は候補者としない。

（役員を選任）

第12条 定款第16条第1号に規定する理事及び監事の選任，同第2号に規定する会長の信任，及び同第3号で規定する副会長の選任は，次に掲げる方法による。

- (1) 選挙によって選出された理事及び監事は，総会の決議によりそれぞれ理事及び監事に選任されるものとする。
- (2) 会長推薦理事の候補者は，会長候補者が理事会の信任決議によって会長に選任されることを条件とし，総会の決議により理事に選任されるものとする。このとき，ブロック長候補者はブロック長に選任され，副会長候補者は，総会の承認により副会長に選任されるものとする。
- (3) 会長候補者は，総会後の理事会における信任決議により会長に選任されるものとする。

（補欠の役員を選任）

第13条 定款第17条第3項に規定する補欠の選任は，次に掲げる方法による。

- (1) 会長を除き，選挙によって選出された理事及び監事に欠員が生じたときは，それぞれの選挙における次点者を順次繰り上げて補欠当選者とし，総会の決議により選任できるものとする。
- (2) 会長に事故あるときは，定款第15条第2項の規定によるほか，任期満了までその職務を続行できないと理事会が認めた場合においては，理事の互選により補欠としての会長を選任するものとする。
- (3) 副会長を除き，第11条第3号の規定により選出された理事に欠員を生じたときは，会長が正会員の中から補欠者を選出し，総会の決議により選任できるものとする。
- (4) 副会長に事故あるときは，定款第15条第3項の規定によるほか，任期満了までその職務を続行できないと理事会が認めた場合においては，会長が正会員の中から補欠者を選出し，総会の決議および承認により選任するものとする。ただし，補欠者が現に理事の場合は総会の承認により選任するものとする。
- (5) ブロック長に事故あるとき，任期満了までその職務を続行できないと理事会が認めた場合においては，会長が当該ブロックの代議員の中から補欠者を選出し，総会の決議により選任するものとする。ただし，補欠者が現に理事の場合は総会の決議を要しない。

（役員選挙資格）

第14条 会長候補者を含む理事及び監事の選挙資格者は、代議員当選者とする。

(理事の定数)

第15条 理事の定数は、定款第15条の規定に基づき選挙ごとに理事会で定める。

- 2 選挙によって選出される理事の定数は、前項の規定による定数から第11条第3号及び第4号の規定による会長推薦理事候補者数の9名以内を除いた数とする。

(会長候補者の被選挙資格者)

第16条 会長候補者の被選挙資格者は、代議員当選者で、現に続けて再任されている会長を除く。

(会長候補者の選出方法)

第17条 会長候補者の選挙方法は、代議員当選者の3分の2以上による無記名記投票とし、その有効投票数の過半数の票を得た者を会長候補者とする。この選挙において、委員長は、投票用紙と併せて、被選挙資格の有無を明記した代議員当選者全員の名簿を送付する。

- 2 前項に規定する方法において、過半数の票を得た者がいないときは、上位3名を候補者として、前項の規定に準じた方法で選出する。ただし、代議員当選者に送付する候補者の名簿には、それぞれの得票数を示さず五十音順に氏名を列記するものとする。
- 3 前項に規定する方法において、なお過半数を得た者がいないときは、上位2名を候補者として、前項の規定に準じた方法で選出する。
- 4 得票数が同数の場合、年長者を上位とする。
- 5 無効投票については、第8条の規定を適用する。

(会長候補者を除く理事及び監事の被選挙資格者)

第18条 会長候補者を除く理事及び監事の被選挙資格者は、代議員当選者で、役職の種類及び選出方法にかかわらず現に続けて2回選任されている役員を除く。加えて、監事の被選挙資格者にあつては、現に選任されている監事を除く。

(会長候補者を除く理事及び監事の選出方法)

第19条 会長候補者を除く理事及び監事の選挙方法は、代議員当選者による無記名投票とし、理事の選挙においては定数の半数以上から定数まで、監事の選挙においては2名を記載するものとする。ただし、定数が奇数の場合は、端数を切り上げた数を半数とする。なお、委員長は、投票用紙と併せて、被選挙資格の有無を明記した代議員当選者全員の名簿を送付する。

- 2 理事及び監事の当選者の決定については、それぞれの選挙において得票数の多いものから順次当選者とし、得票数が同数の場合は、年長順とする。
- 3 選出された理事及び監事が会長候補者または会長推薦理事候補者に選出されたときは、それぞれの選挙の次点者を順次繰り上げて補充する。
- 4 理事及び監事の選挙に当たって双方に当選した者があつた場合には、本人の選択によっていずれかに定め、それによって生じた欠員は、次点者をもって補充する。
- 5 無効投票については、第8条の規定を適用する。

(役員選出及び選任結果の報告)

第20条 委員長は、役員選挙の結果を当選者に通知するとともに理事会及び総会に報告し、役員選任の

結果を学会誌において会員に公示する。

- 2 第13条(第2号に掲げる事項を除く。)の規定により補欠当選者または補欠者が役員に選任されたとき、会長は、補欠当選者または補欠者に選任結果を通知するとともに選任された役員を学会誌において会員に公示する。
- 3 第13条第2号の規定により補欠としての会長が選任されたとき、会長の職務を代行する副会長が選任された会長を学会誌において会員に公示する。

(規程の変更)

第21条 本規程の変更は、理事会の議決を行い、学会誌に公示する。

附則

本規程は2020年8月1日から施行し、2019年7月13日から適用する。